

感染症集団発生対策マニュアル

(平成 18 年 7 月 27 日原案作成)

(平成 18 年 11 月 1 日改正)

鹿児島大学保健管理センター

本マニュアルは、下記の対象者が、結核または集団発生の可能性が考えられる他の感染症（注）に罹患していることが疑われる場合あるいは診断された場合、および既に集団発生が確認された場合に、必要な対応等を定めるものとする。

（対象者：以下、学生・教職員等という）

- ① 学生（研究生等を含む）
- ② 教職員
- ③ 共同研究等のため他機関（外国の機関を含む）から来学中の研究者
- ④ 本学施設で業務に従事している者

（注）集団発生の可能性が考えられる他の感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法という）に記載されている感染症の中で、集団発生の可能性があるものとする（食中毒を含む）。

目次

1. 表紙（対象者・目次）	1 ページ
2. 個人情報保護に関して	2 ページ
3. 対応	3～7 ページ
4. 公的機関連絡先・資料および情報リソース	8～9 ページ
5. 学内通報用様式	10 ページ
6. 感染症集団発生危機管理マニュアル（図）	11 ページ

*本マニュアルは、鹿児島大学保健管理センターホームページにて公開する（PDFファイル）

2. 個人情報保護に関して

(基本的な考え方)

集団発生の可能性がある感染症の発生あるいは集団発生に関する医療情報の取り扱いについては、全ての学内担当者が、感染情報の適正利用・有効活用のいかなる段階においても、個人医療情報（特に感染症に関するもの）の有する特殊性を認識する必要がある。疑い患者あるいは患者に不利益を生じさせる可能性のある不適切な対応あるいは個人情報の漏洩がないよう留意し、疑い患者あるいは患者の人権に十分配慮しなければならない。

(具体的な対策)

- ① 所轄保健所への届け出が必要な場合は、正式な届け出様式に従う。
- ② 学内通報については、その取り扱いに関する疑い患者あるいは患者本人の同意を得る（様式の中に本人の署名欄を設ける）。本人の同意意思を確認できない場合は、保護者などから同意を得て対応する場合も考えられる。本人の同意が得られない場合には、その意思を十分尊重し、個人を識別できない形で学内通報等を行う。
- ③ 個人医療情報の管理を徹底するために、感染情報の適正処理の各段階での情報管理担当部署を設定する（感染症集団発生危機管理マニュアル図中に記載）。
- ④ デジタル化した情報に関しては鹿児島大学情報セキュリティポリシーに基づき、その漏洩や不正使用を防止する。
- ⑤ 個人情報管理に関する必要な検討課題等については、設置された学内感染症集団発生対策本部（注）で随時検討する。

（注）学内感染症集団発生対策本部：

国立大学法人鹿児島大学における危機管理に関する規則（平成 17 年 12 月 20 日制定）に基づき設置される当該事態に係る対策本部

(関連する法律など)

- ・ 刑法第 134 条（業務上の取り扱いで知り得た秘密の漏示）
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 67, 68 条（個人情報保護について）
- ・ 結核予防法
- ・ 個人情報の保護に関する法律
- ・ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
- ・ 鹿児島大学情報セキュリティポリシー

3. 対応

(3-1) 感染症集団発生あるいはその疑い・可能性に関する通報等：国立大学法人鹿児島大学における危機管理に関する規則（平成17年12月20日制定，以下，危機管理規則という）の第8条（危機事象に関する通報等）に基づき，本学学生・教職員等における緊急に対処すべき感染症集団発生の可能性や疑い，あるいはその事実を察知した教職員等は，直ちに直近の危機管理員（注）および保健管理センター所長に通報する（学内通報用様式あり：10ページ）。

（注）危機管理員：危機管理規則第6条が規定する危機管理員

①理事

②部局長：事務局，各学部，大学医歯学総合研究科，大学院司法政策研究科，大学院連合農学研究科，医学部・歯学部附属病院，及び各学内共同教育研究施設等の長

③その他学長が指名する者

(3-2) 保健管理センター所長および担当危機管理員は，上記(3-1)の通報を受けた場合，又は自ら学生・教職員等における危機事象としての緊急に対処すべき感染症集団発生の可能性や疑いあるいはその事実を察知した場合，状況を確認し，当該感染症および状況により必要があれば医学部・歯学部附属病院の専門部署等と協議の上，学内感染症集団発生対策本部の設置の可能性がある場合は直ちに学長に連絡する。

(3-3) 学内感染症集団発生対策本部の設置が必要でない場合は，保健管理センター等で必要な対策を検討し実施する。

(3-4) 学内感染症集団発生対策本部の設置：学長は，当該危機事象の対処のために必要と判断する場合は，速やかに学内感染症集団発生対策本部を設置し（危機管理規則第9条），必要な対処について検討・対応する。

学内感染症集団発生対策本部の構成は危機管理規則第9条に準じ

- ① 本部長は，学長をもって充て，対策本部の業務を総括する。
- ② 副本部長は，状況に応じて鹿児島大学保健管理センター所長あるいは医学部・歯学部附属病院該当部署長等から本部長が指名する者をもって充て，本部長を補佐する。
- ③ 本部長は，関係する理事，関係部局長，関係事務局課長，専門医等の中から本部長が指名する者をもって充てる（疾患によっては所轄保健所担当者や県担当者をオブザーバーとして加える場合も考えられる）。
- ④ 学内感染症集団発生対策本部の事務は，対策対象者の構成に応じて，総務部総務課，総務部人事課，または学生部学生生活課が主管する。また関係部課等から事務局長の指名する者が参画する。
- ⑤ 学内感染症集団発生対策本部は，当該集団発生への対処の終了をもって解散する。

(3-5) 二次感染予防について

疾患によっては、感染者あるいは感染が疑われる対象者に、感染防護策なしには直接対応できない場合がある。そのような感染症の集団発生が対象となる場合、あるいは集団発生の可能性がある、もしくは疑われる場合は、当該部署における感染防護策の実施あるいは特定の対象者との直接対応禁止に関して、学内感染症集団発生対策本部がその適用期間と対象者の範囲を検討し通達する。感染の拡大を防止する目的で、特定部署の職員の出勤停止や学生の出校停止・学生活動（実習等）の制限については、その期間と範囲を学内感染症集団発生対策本部が検討し通達する。また、感染者の早期発見および二次感染予防等に関する注意事項の学内掲示や配布についても、学内感染症集団発生対策本部で決定後実施する。環境のコントロール、消毒等の対物措置、動物に対する措置等が必要な場合は所轄保健所の協力を仰ぐ。

(隔離および感染防護策について)

感染症	患者の隔離・感染防護策の必要性	学内での対応時の注意
結核	治療前患者など特定の場合のみ（患者のマスク着用など）	治療前患者あるいは濃厚接触者への対応時に N95 マスク要

医療機関・社会福祉施設・教育機関のための結核集団感染防止マニュアル（鹿児島県）

感染症類型	患者の隔離・感染防護策の必要性	学内での対応時の注意
新感染症	特定感染症指定医療機関へ	直接対応は避ける
一類感染症	第1種感染症指定医療機関へ	直接対応は避ける
二類感染症	状況に応じて第2種感染症指定医療機関へ・対物措置を要する	対応時は標準予防策
三類感染症	特定職種への就業制限・対物措置を要する	対応時は標準予防策
四類感染症	動物の措置を含む対物措置を要する	疾患によっては標準予防策
五類感染症		疾患によっては標準予防策
指定感染症	一～三類感染症に準じる	一～三類感染症に準じる

感染症の診断・治療ガイドライン 2004（日本医師会雑誌）

(用語について)

N95 マスク	米国労働安全衛生研究所（NIOSH）の N95 規格をクリアし認可された微粒子対応マスク。厚生労働省の国家検定規格では、DS2 区分マスクに相当するとされる。	
標準予防策（スタンダード・プリコーション）	すべての対象者に対して標準的に講じる疾患非特異的な感染対策。適切な手洗い、防護用具の適正使用、環境対策など。	
特定感染症指定医療機関	国が指定、全国に数か所	所轄保健所が把握
第1種感染症指定医療機関	都道府県知事が指定、各都道府県に1か所	
第2種感染症指定医療機関	都道府県が指定、2次医療圏に1か所	

(3-6) 所轄保健所への届け出

学生・教職員等において感染症集団発生の可能性がある場合、あるいは感染症集団発生の疑い等がある場合には、学内感染症集団発生対策本部は、専門医等へ依頼して診断を進めると共に必要な場合には速やかに所轄保健所に連絡する。

結核	学生・教職員等に結核患者が発生した場合、またはその疑いがある場合には、必要に応じて専門医等に診断を求めると共に、 <u>速やかに所轄保健所に連絡し(診断後の場合は2日以内)</u> 、対応について学内感染症集団発生対策本部において協議する。また、学生・教職員等の結核患者発生の情報を保健所が先に入手し、保健所が情報提供等の対応を求めてきた場合は、進んでその対応に協力する。
----	--

医療機関・社会福祉施設・教育機関のための結核集団感染防止マニュアル(鹿児島県)

食中毒	食中毒患者等(疑いを含む)を診断した医師は、24時間以内に所轄保健所に届け出る。
-----	--

食品衛生法など

(参考資料) 所轄保健所への医師による診断後の届け出に関して

一類感染症*	擬似症患者、患者、無症状病原体保有者のいずれであっても直ちに届け出を行う。	
二類感染症	コレラ・細菌性赤痢・腸チフス・パラチフス	擬似症患者、患者、無症状病原体保有者のいずれであっても届け出を行う。
	急性灰白髄炎(ポリオ)・ジフテリア	患者、無症状病原体保有者について直ちに届け出を行う。
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症については、患者、無症状病原体保有者について直ちに届け出を行う。	
新四類感染症	E型肝炎、ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)、A型肝炎、エキノコックス症、黄熱、オウム病、回帰熱、Q熱、狂犬病、高病原性鳥インフルエンザ、コクシジオイデス症、サル痘、腎症候性出血熱、炭疽、つつが虫病、デング熱、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス性症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、発しんチフス、ボツリヌス症、マラリア、野兔病、ライム病、リッサウイルス感染症、レジオネラ症、レプトスピラ症	患者、無症状病原体保有者について直ちに届け出を行う。
五類感染症	アメーバ赤痢、ウイルス性肝炎(E型及びA型を除く)、急性脳炎(ウエストナイル脳炎及び日本脳炎を除く)、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、後天性免疫不全症候群(無症状病原菌保有者を含む)、ジアルジア症、髄膜炎菌性髄膜炎、先天性風しん症候群、梅毒、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症	患者について7日以内に届け出を行う。
定点把握疾患	高病原性鳥インフルエンザを除くインフルエンザ、感染性胃腸炎、麻しん、風しん、流行性耳下腺炎など	

感染症の診断・治療ガイドライン2004(日本医師会雑誌)

* 一類感染症: エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)、痘そう(天然痘)

(3-7) 指定医療機関への手配

専門医への相談・診察依頼・治療依頼などは、状況に応じて適切にかつ速やかに行う。患者あるいは疑い患者の依頼先が指定されている感染症の場合は、当該指定医療機関へ連絡の上速やかに受診の手配を行う。

指定医療機関について

結核	結核予防法第36条で規定される指定医療機関（医療費の公費負担）：所轄保健所が把握
----	--

結核予防法

新感染症	特定感染症指定医療機関へ	所轄保健所が把握
一類感染症	第1種感染症指定医療機関へ	
二類感染症	状況に応じて第2種感染症指定医療機関へ	

感染症の診断・治療ガイドライン 2004（日本医師会雑誌）

鹿児島県新型インフルエンザ対策行動計画より

※第2種感染症指定医療機関

医療機関名	指定病床数	陰圧
鹿児島市立病院	6	○
県立薩南病院	4	○
県立北薩病院	4	○
県民健康プラザ鹿屋医療センター	4	○
独立行政法人国立病院機構 指宿病院	4	
県立大島病院	4	○
出水市立病院	4	
霧島市立医師会医療センター	4	○
田上病院	2	
公立種子島病院	2	○
曾於郡医師会立病院	2	○
川内市医師会立市民病院	4	○
計	44	

鹿児島県重症急性呼吸器症候群（SARS）行動計画より

SARS 受入医療機関一覧表

鹿児島大学病院	2床
鹿児島市立病院	6床
県立薩南病院	4床
県立北薩病院	4床
県民健康プラザ鹿屋医療センター	4床
国立指宿病院	4床
県立大島病院	4床
出水市立病院	4床
隼人町立医師会医療センター	4床
田上病院	2床
計	38床

(注) SARS は一類感染症

(3-8) 公表などについて

状況の適切な公表等に関しても、学内感染症集団発生対策本部が検討し、実施する。

(3-9) 事後措置・記録など

事後の対物措置等の必要がある場合は、所轄保健所に依頼し、あるいは保健所担当者を補佐しこれを適切に行う。記録等は学内感染症集団発生対策本部の事務を主管する担当事務部が担当する。

4. 公的機関連絡先・情報リソースリスト

(4-1) 所轄保健所連絡先

保 健 所	T E L	F A X
鹿児島市保健所	099-258-2321	099-258-2392
指宿保健所	0993-22-2171	0993-23-2142
加世田保健所	0993-53-2315	0993-53-4519
伊集院保健所	099-273-3111	099-272-5674
川薩保健所	0996-23-3165	0996-20-2127
出水保健所	0996-63-3111	0996-63-1114
大口保健所	0995-22-2111	0995-23-5124
加治木保健所	0995-63-3111	0995-62-5052
隼人保健所	0995-42-0480	0995-42-6186
志布志保健所	0994-72-1021	0994-72-2855
鹿屋保健所	0994-43-3121	0994-41-1957
西之表保健所	0997-22-1137	0997-22-1846
屋久島保健所	0997-46-2024	0997-46-3522
名瀬保健所	0997-52-5411	0997-52-1974
徳之島保健所	0997-82-0149	0997-83-2535

(4-2) 鹿児島県新型インフルエンザ対策行動計画より

※相談窓口の電話番号

県庁健康増進課	099-286-2724	指宿保健所	0993-23-3854
加世田保健所	0993-53-2315	伊集院保健所	099-273-2332
川薩保健所	0996-23-3165	出水保健所	0996-62-1636
大口保健所	0995-22-2111	始良保健所	0995-42-0480
志布志保健所	0994-72-1021	鹿屋保健所	0994-43-3107
西之表保健所	0997-22-0777	屋久島保健所	0997-46-2024
名瀬保健所	0997-52-5411	徳之島保健所	0997-82-0149
鹿児島市保健所	099-258-2321		
新型インフルエンザ危機管理班	099-286-2724		

(4-3) 鹿児島県重症急性呼吸器症候群 (SARS) 行動計画より

医療機関名	T E L	F A X
鹿児島大学病院	099-275-5145	099-275-6879
鹿児島市立病院	099-224-2101	099-223-3190
県立薩南病院	0993-53-5300	0993-53-6764
県立北薩病院	0995-22-8511	0995-22-6783
県民健康プラザ鹿屋医療センター	0994-42-5101	0994-44-3944
国立指宿病院	0993-22-2231	0993-23-3699
県立大島病院	0997-52-3611	0997-52-9957
出水市立病院	0996-67-1611	0996-67-1661
隼人町立医師会医療センター	0995-42-1171	0995-42-2158
田上病院	0997-22-0960	0997-22-1313

(4-4) 鹿児島県新型インフルエンザ行動計画より

※第2種感染症指定医療機関

医療機関名	指定病床数	陰圧	T E L	F A X
鹿児島市立病院	6	○	099-224-2101	099-223-3190
県立薩南病院	4	○	0993-53-5300	0993-53-6764
県立北薩病院	4	○	0995-22-8511	0995-22-6783
県民健康プラザ鹿屋医療センター	4	○	0994-42-5101	0994-44-3944
独立行政法人国立病院機構 指宿病院	4		0993-22-2231	0993-23-3699
県立大島病院	4	○	0997-52-3611	0997-52-9957
出水市立病院	4		0996-67-1611	0996-67-1661
霧島市立医師会医療センター	4	○	0995-42-1171	0995-42-2158
田上病院	2		0997-22-0960	0997-22-1313
公立種子島病院	2	○	09972-4-1061	09972-4-1062
曾於郡医師会立病院	2	○	0994-82-4888	0994-82-4894
川内市医師会立市民病院	4	○	0996-22-1111	0996-22-0511
計	44			

(4-5) 資料および情報リソース

- ① 医療機関・社会福祉施設・教育機関のための 結核集団感染防止マニュアル (鹿児島県保健福祉部 保険予防課, 平成12年)
- ② 感染症の診断・治療ガイドライン2004. 日本医師会雑誌 Vol.132 No.12, 2004.
- ③ 鹿児島県感染症情報冊子 PDF (<http://www.pref.kagoshima.jp/home/kenkoka/kira/kansen/>): 鹿児島県新型インフルエンザ対策行動計画, 鹿児島県 SARS 行動計画など)

(学内通報用様式・直近の危機管理員または保健管理センターへ提出)

学生・教職員等における感染症集団発生に関する(学内)通報

平成 年 月 日

鹿児島大学長 殿

通報者所属： _____

通報者氏名： _____ ㊞

このたび、本学において、学生・教職員等における感染症集団発生の可能性、疑い、あるいは事実を察知いたしましたので、下記により通報いたします。なお、本通報については、対象者の人権に配慮する必要があるため、取り扱いには十分留意願います。

状況 (該当するものに○)	集団発生の可能性 / 集団発生の疑い / 集団発生の確認
感染症疾患名あるいは症状	
集団発生の可能性を認識した理由あるいは集団発生確認の根拠	

患者名あるいは疑い患者名 (同意がない場合はイニシャル)	生年月日	分類 (該当するものに○)	所属	「感染対策のため、担当者から説明を受け、記名での学内通報について同意します」 本人署名	
男/女	年 月 日	学生等/教職員/その他		平成 年 月 日	
男/女	年 月 日	学生等/教職員/その他		平成 年 月 日	
男/女	年 月 日	学生等/教職員/その他		平成 年 月 日	
男/女	年 月 日	学生等/教職員/その他		平成 年 月 日	
男/女	年 月 日	学生等/教職員/その他		平成 年 月 日	
男/女	年 月 日	学生等/教職員/その他		平成 年 月 日	
男/女	年 月 日	学生等/教職員/その他		平成 年 月 日	
男/女	年 月 日	学生等/教職員/その他		平成 年 月 日	
男/女	年 月 日	学生等/教職員/その他		平成 年 月 日	
男/女	年 月 日	学生等/教職員/その他		平成 年 月 日	

鹿児島大学保健管理センター

学内感染症集団発生対策マニュアル (図)

